

21~23年度

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「いきいき安心プラン」を策定

問合せ
介護保険課
☎436-3306



20年10月11日に行われた秋季市民グラウンドゴルフ大会で競技を楽しむ皆さん(グラスボ・法典公園で)

市では、高齢者の皆さんが自分らしく、それぞれの生きがいを持って、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らせるよう、「第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画(いきいき安心プラン)」を策定しました。

高齢者を取り巻く

現状と課題

12年4月、社会全体で高齢者の介護を支えようと、介護保険制度がスタートしました。18年度からは介護予防を重視したシステムへの転換や地域ケア体制を図るための制度改正が行われました。

現在、高齢者の増加により、心の豊かさや生きがいを求める人々も増えていきます。介護予防を進め、いつまでも元気に暮らせるような支援が求められています。

一方、20年度から26年度の間、市では心と暮らしの高齢者数が1.5倍、認知症高齢者数が1.4倍に増加すると見込まれ、地域や社会で高齢者を支えるしくみづくりがますます必要になっていきます。

いつまでも元気に暮らす

「いきいき安心プラン」を策定して

「いきいき安心プラン」では、新たに「健やか・安心・いきいきシニアライフ」を市の高齢者保健福祉・介護ビジョンとして掲げ、4つの基

本方針を定めました(下欄参照)。

また、ビジョンの実現に向け、今後3年間に特に力を入れて取り組むべき3つの重点項目を定めています。

- ・ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援
- ・認知症高齢者およびその家族への支援
- ・健やかシニアライフを願う高齢者への介護予防の推進

新しいサービスが始まります

市独自のサービス「認知症訪問支援サービス」が21年7月から始まりです。また、特別養護老人ホームや老人保健施設のほか、新たに介護専用型有料老人ホーム等を整備し、多様な住まいの普及を推進します。

地域包括支援センターの増設

地域包括支援センターは、高齢者のための総合相談窓口です。また、介護予防を進める上で、重要な役割を果たしています。23年度までに、設置数を現在の5か所から8か所に増やし、体制を強化します。

基本方針

高齢者の多様な社会参加と生きがいづくりへの支援

利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立

介護予防と地域リハビリテーションの推進

自助・共助・公助の連携による地域包括ケアシステムの確立

【船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン】

すべての高齢者が、自分らしく
それぞれの生きがいを持ち、
住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らせる
「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現

健やか！ 安心！
いきいきシニアライフ

健やかシニアライフを願う高齢者への介護予防の推進

元気な高齢者の生きがいづくりや健康づくりを支援し、介護予防を進めます。

健康で生き生きと暮らすために

特定高齢者介護予防事業

「基本チェックリスト(※)」の実施、「生活機能評価(※)」の受診を経て介護予防事業への参加が望ましいと判定された方に、運動・口腔機能の向上、栄養改善等を目的としたプログラムを実施しています。

社会福祉会館・北部福祉会館で行う「元気ハツラツ塾」、ケア・リハビリセンターで筋力トレーニングなどを行う「らくらくトレーニング教室」をはじめ、スポーツクラブ、デイサービス事業所などで実施しています。
〈包括支援課 ☎436-2882〉

※**基本チェックリスト** 日常生活で必要となる機能の低下の有無を確認するための25項目からなる質問票です(65歳以上の高齢者で、要介護・要支援の認定を受けていない方を対象としています)。

※**生活機能評価** 基本チェックリストにより生活機能が低下しているとされた方を対象に、血液検査・心電図検査等を行い、医師が介護予防事業への参加の適否を判定します。

一般高齢者介護予防事業

元気な高齢者に対して、主にスポーツクラブにおいて通所型介護予防事業を実施しています。特に、認知症を予防するための教室の実施回数を増やすとともに、内容を充実させます。
〈包括支援課 ☎436-2882〉

生きがいのある生活を

多様な社会参加と生きがいづくりへの支援を行います。

- ・老人福祉センター
 - ・老人クラブ
 - ・老人憩の家
 - ・老人生きがい広場
 - ・ふなばし市民大学校「いきいき学部」など
- 〈高齢者福祉課 ☎436-2349〉
〈ふなばし市民大学校 ☎460-6311〉



インタビュー

20年12月から21年2月までの3か月間、北部福祉会館で実施された「元気ハツラツ塾」の参加者に感想を聞きました。

元気ハツラツ塾は生活に密着した塾です。筋トレや口腔マッサージなどは、家でいつでもできるものばかりです。以前は病院に通っていた腰痛が軽減されました。バランスのよい食事の大切さや調理実習など大変参考になりました。偏食も少なくなってきました。



菊地 倭子さん

自宅で運動する習慣が身に付いたことが一番良かったと思います。ここに来ると皆さんとコミュニケーションが図れ、楽しく学べました。



高橋 清彦さん

今までは家に引きこもりがちで、皆さんと体を動かしたり話したりする機会がなかったので、元気ハツラツ塾に参加できてよかったです。ここで体操を覚えてもらい、家に帰ってからやるようになりました。初めて参加した時は片足立ちが5秒しかできなかったのが、今は39秒もできるようになりました。

地域包括支援センターの整備

〈包括支援課 ☎436-2882〉

市民の皆さんにとってより身近なセンターとするため、担当地区の人口や面積を考慮して「西部」「東部」「北部」地区をそれぞれ分割し、設置数を現在の5か所から8か所に見直し、体制を強化していきます。21年度から見直しに着手し、計画期間中の23年度までに実施する予定です。

また、市内に24か所ある在宅介護支援センターは、福祉サービス等(介護保険など)が総合的に受けられるように、各関係機関との調整を行う地域の身近な相談窓口です。虐待など対応が難しい場合には、各地域包括支援センターが協力して対応するなど、今後とも連携し、体制を強化していきます。

地域包括支援センターって?



地域包括支援センターとは

「要支援」の認定を受けた人や介護予防事業を利用する人のケアマネジメントを支援するほか、介護や福祉に関する様々な相談に応じ、関係機関との橋渡しをします。また、高齢者の権利を守るため、虐待防止への取り組みや制度の活用に関する相談などにも応じます。

健やか！ いきいきシニア

ひとり暮らし高齢者・高

地域から孤立することなく、ひとり暮らし、自立して暮らせるよう支援していきます。するとともに、地域の皆さんや保健・医療一などが連携した見守り体制の確立に向けて

住み慣れた自宅や地域で

緊急通報装置の貸し出し

65歳以上のひとり暮らしで虚弱な高齢者に、センターと緊急連絡がとれる緊急通報装置を貸し出し、声の電話訪問

話し相手の少ないひとり暮らしの高齢者に、相

軽度生活援助員の派遣

ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等の自宅を訪問し、生活の困りごとを聞き取り、必要な支援を行います。

民間賃貸住宅への入居支援

連帯保証人が確保できないなどの理由で民間賃貸住宅の入居の支援をします。

その他

食の自立支援(配食サービス)、無料入浴券の給付、郵便局員の訪問など

中部地域包括支援センター

海神2-13-25 中央保健センター内1階
☎423-2551

(JR船橋駅から徒歩約7分、または東葉高速鉄道東海神駅から徒歩約3分)

夏見	夏見町、夏見台、米ヶ崎町
高根・金杉	高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台
高根台	高根台1~6丁目
新高根・芝山	芝山、新高根、高根台7丁目

西部地域包括支援センター

本郷町457-1 西部保健センター内4階
☎047-302-2628

(JR西船橋駅から徒歩約10分)

高 師	山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山
中 山	二子町、本中山
塚 田	旭町、行田町、行田、山手、北本町、前長塚町
法 典	丸山、上山町、馬込町、藤原

南部地域包括支援センター

湊町2-10-25 市役所3階
☎436-2883

(JR船橋駅から徒歩約15分、または京成船橋駅から徒歩約13分)

宮 本	宮本、市場、東船橋、東町、駿河台
湊 町	本町3丁目、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、栄町、潮見町、高瀬町
本 町	本町1~2丁目、本町4~7丁目
海 神	南本町、海神、海神町、海神町東・西・南、南海神

安心!

ニアライフ!

高齢者のみ世帯への支援

し高齢者・高齢者のみ世帯の人が、自分ら
ます。また、地域ぐるみの福祉活動を支援
・福祉等の関係機関、地域包括支援センタ
と取り組んでいきます。

安心して暮らすために

急病など万一のときにボタンを押すと受信セ
出します。 〈高齢者福祉課 ☎436-2352〉

員が定期的に電話訪問します。
〈高齢者福祉課 ☎436-2352〉

に援助員を派遣し、日常生活上の簡単なお手
〈高齢者福祉課 ☎436-2352〉

賃貸住宅への入居に苦慮している高齢者世帯に
〈住宅政策課 ☎436-2712〉

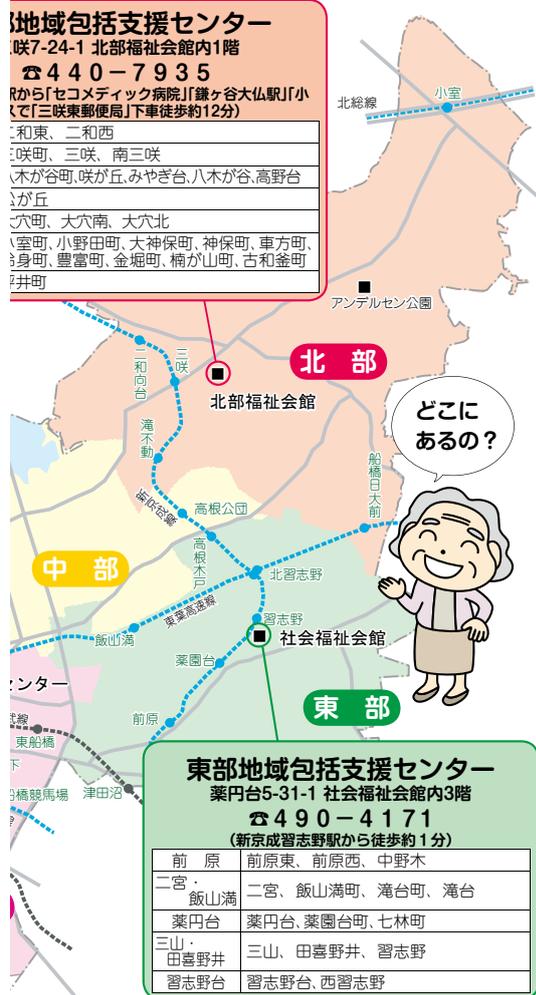
り交付、寝具乾燥消毒車の派遣、日常生活用具
〈高齢者福祉課 ☎436-2352〉

地域包括支援センター

☎440-7935

から「セコマメディック病院」「鎌ヶ谷大仏駅」小
「三咲東郵便局」下車徒歩約12分)

- 和東、二和西
- 三咲町、三咲、南三咲
- 木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台
- が丘
- 六町、大穴南、大穴北
- 室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、
- 身町、豊富町、金堀町、橋が山町、古利釜町
- 井町



東部地域包括支援センター

薬円台5-31-1 社会福祉会館内3階

☎490-4171

(新京成習志野駅から徒歩約1分)

前原	前原東、前原西、中野木
二宮・飯山満	二宮、飯山満町、滝台町、滝台
薬円台	薬円台、薬園台町、七林町
三山・田喜野井	三山、田喜野井、習志野
習志野台	習志野台、西習志野

認知症高齢者およびその家族への支援

今後増加が見込まれる認知症高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう
に、様々な取り組みを行っていきます。

認知症についての啓発・理解を促進するとともに、介護にあたる家族の負担を
軽減するための支援を充実させます。

7月～

介護保険のサービスとして新たに 認知症訪問支援サービスがスタート

認知症の人が自宅で暮らし続けられるよう支援し、介護する家族の負担を軽減する
ため、7月から市独自の「認知症訪問支援サービス」を始めます。

対象は、問題行動が見受けられる訪問介護等の利用者で、訪問介護員（ヘルパー）
が自宅を訪れた際に徘徊により不在の場合の捜索や、気分を落ち着かせるために相当
の時間がかかる場合などに利用できます。 〈介護保険課 ☎436-2304〉

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解を身につけた人のことです。
特別な活動を要求されるわけではありませんが、日常生活の中で認知症の人と出会った
ときに、その人の尊厳を損なうことなく適切に対応することで、認知症の人とその家族
の支えになります。

市では、関係機関・団体の協力を得て、認知症サポーター養成講座を開催し、正しい
知識と理解の普及に努めています。 〈包括支援課 ☎436-2882〉

認知症家族交流会

認知症の人を介護する家族が、お互いに介護の相談、情報交換、勉強会などを行い、
負担を軽減できるよう、(社)認知症の人と家族の会千葉県支部と連携して、家族同士の交
流会を開催します。 〈包括支援課 ☎436-2882〉

やすらぎ支援員訪問事業

認知症高齢者を自宅で介護している家族が、介護疲れで休憩が必要なときや外出する
ときなどに、「やすらぎ支援員」が家庭を訪問して、家族の代わりに見守りや話し相手
などを行います。身体介護や医療に係る行為は行いませんが、必要に応じてトイレ
の誘導等を行います。

4月から、より利用しやすいサービスとするため、利用料を高齢者のみの世帯や市民
税非課税の世帯は1時間300円から100円に、その他の世帯も1時間200円に引き下げ
ます。 〈高齢者福祉課 ☎436-2352〉

その他

- 徘徊高齢者家族支援サービス、認知症相談事業 〈包括支援課 ☎436-2882〉
- SOSネットワーク など 〈高齢者福祉課 ☎436-2352〉

高齢者の権利擁護のために

判断能力の不十分な人の権利を守り、安心して暮らせるよう、次のサービスを
行っています。

成年後見制度普及事業

市民の皆さんを対象とした講演会等を実施していきます。また、パンフレットを作成・
配布するなど、普及・啓発に努めていきます。 〈包括支援課 ☎436-2882〉

成年後見制度利用支援事業

身寄りのない方について、成年後見人等の申し立てができないことを防ぐため、
市長が代わって申し立てをします。この場合、後見人の報酬等の支払いが困難な方には助
成を行っています。 〈包括支援課 ☎436-2882・高齢者福祉課 ☎436-2352〉

成年後見制度とは

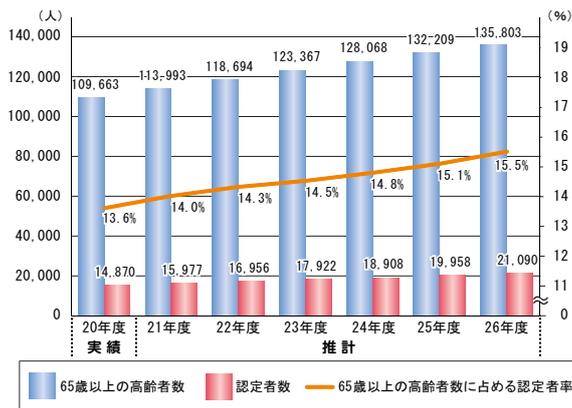
認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力の不十分な人に代わって、家庭裁判所
が選んだ成年後見人等が、財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に關
する契約を結んだりします。

計画書が閲覧できます

〈閲覧場所〉市役所11階行政資料室、高齢者福祉課、介護保険課、包括支援課、各公民館・図書館・地域包括支援センターほか
※市ホームページ (<http://www.city.funabashi.chiba.jp/>) でも見ることができます 〈問合せ〉介護保険課 ☎436-3306

高齢者数・認定者数の推計

※各年度10月1日時点

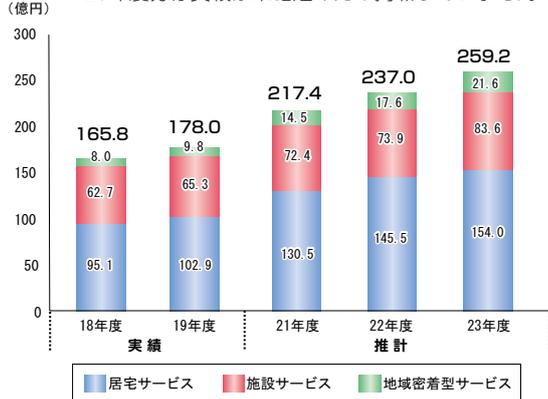


65歳以上の高齢者数の増加並びに高齢化率の上昇に伴い、認定者数も増え続けると予測されています。

20年度から26年度の間、65歳以上の高齢者数は23.8%、認定者数はこれを上回る41.8%の伸びが見込まれます。

保険給付費の推計

※20年度分は実績が未確定のため掲載していません



認定者数の増加に伴い、介護保険給付費（介護保険サービスにかかる費用）も年々増加が見込まれます。

脳トレにチャレンジ!

脳の体力が落ちていませんか？簡単なトレーニングで、脳の活力を取り戻しましょう。

次の例を参考に、後につながる「言葉」を考えてみてください
回答は3面下にあります

例) ぼたん → 雪
こな → 雪

問題)

① ほし → ② さつき →
 やま → にはん →
 ③ やま → ④ わき →
 こい → ちから →

市では、このような問題を使って認知症予防教室を行っています。新たなことにチャレンジする気持ち、楽しむ気持ちが大切です。皆さんも是非取り組んでください。
※この問題は、「元気！脳トレスクール」参加者の皆さんに考えていただきました (包括支援課 ☎436-2882)

今後3年間の介護保険料を改定

3年に一度、介護保険事業計画を策定し、3年間のサービス総事業量の見込みを基に、65歳以上の人数に応じて介護保険料を見直しています。本市の65歳以上の人の介護保険料基準月額（第4段階の月額）は、介護保険基金から15億2000万円を取り崩し、国からの交付金（※）を活用することで、20年度までの基準月額3,700円から140円の上昇に抑え、3,840円としました。また、低所得者層の負担軽減を図るため、保険料段階を7段階から12段階へ変更しました。

※介護従事者処遇改善臨時特例交付金 介護従事者等の人材確保と処遇改善のため、21年度からの介護報酬がプラス3%と改定されました。これによる介護保険料の急激な上昇を抑えるために、介護報酬改定による保険料上昇分（21～23年度）の約半額が国から交付されます。

21～23年度の介護保険料額

所得段階	区分	保険料年額(円)	月額
第1段階	生活保護受給者および市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	20,736	1,728
第2段階	市民税世帯非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	20,736	1,728
第3段階	市民税世帯非課税で、第2段階以外	32,256	2,688
特例	市民税本人非課税(世帯内に課税者がいる場合)で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	39,168	3,264
第4段階 (基準額)	本人が市民税非課税(世帯内に課税者がいる場合)で、特例第4段階以外	46,080	3,840
第5段階	合計所得金額が125万円未満	51,840	4,320
第6段階	合計所得金額が125万円以上200万円未満	57,600	4,800
第7段階	合計所得金額が200万円以上300万円未満	69,120	5,760
第8段階	合計所得金額が300万円以上400万円未満	73,728	6,144
第9段階	合計所得金額が400万円以上500万円未満	78,336	6,528
第10段階	合計所得金額が500万円以上600万円未満	82,944	6,912
第11段階	合計所得金額が600万円以上700万円未満	87,552	7,296
第12段階	合計所得金額が700万円以上	92,160	7,680

介護サービス利用者の費用負担を軽減します

21年4月から新しい介護報酬（プラス3%）となるため、介護サービス利用料も上がります。市では、次の事業を実施して、低所得者の負担を軽減しています。※いずれも市への申請が必要です

● 介護保険利用者負担の助成

世帯全員の収入や預貯金が一定額以下の場合に、訪問介護やデイサービスなどの在宅サービスを利用した際の利用者負担額の4割を助成します。

● 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

市民税非課税世帯で、収入や預貯金が一一定額以下の場合に、社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホームへの入所やショートステイ（申し出をしている施設）の利用者負担の28%（老齢福祉年金受給者は53%）を軽減します。
(介護保険課 ☎436-2304)

特別養護老人ホームなど介護施設の整備を推進します

施設の種類	20年度整備済み予定数	整備予定数(21～23年度)	合計
特別養護老人ホーム	1,277床	314床	1,591床
介護老人保健施設	981床	330床	1,311床
グループホーム	350床	270床	620床
特定施設	535床	297床	832床

※特別養護老人ホーム……常に介護の必要な人が生活の場として入所する施設
介護老人保健施設……自宅への復帰を目的にリハビリを中心としたケアを受ける施設
グループホーム……認知症の人が少人数のグループでケアを受けながら生活する施設
特定施設……有料老人ホームなどが介護事業者の指定を受け、入居者に介護サービスを提供する施設